

県所管域（指定都市及び中核市を除く。）  
指定障害児入所施設  
指定障害児通所支援事業所  
指定障害児相談支援事業所  
管理者殿

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部障害サービス課長  
(公印省略)

## 障害児支援分野のICT導入モデル事業及び児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業の活用希望調査について（通知）

本県の障害福祉行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、国の令和7年度障害児支援分野のICT導入モデル事業及び児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業が実施される見込みがあるため、活用希望調査を実施することとしました。

つきましては、以下の事業概要等を確認いただき、補助事業が実施された場合に事業の活用を希望する施設、事業者におかれましては、期日までに必要事項を回答してください。

なお、本事業は国庫補助を前提としており、国から補助実施が示された場合のみ、県での実施を検討します。本調査への回答により補助金の交付が確定するものではないことに御留意ください。

### 1 事業内容

障害児支援分野におけるICTの活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害児支援体制の充実を図るため、障害児支援事業者等がICTを導入する際の経費を補助する。

### 2 障害児支援分野のICT導入モデル事業について

#### (1) 対象施設

障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所

#### (2) 補助対象の例

ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

ウ 通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）

エ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

※ウ、エについては、ア、イの導入に必要なものに限り対象。

#### (3) 補助割合

国1/2 県1/4 事業者負担1/4

(4) 補助基準額の上限

1事業所あたり100万円を上限とする。

### 3 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業について

(1) 対象施設

児童発達支援センター等

※ 地域の実情により、児童発達支援センターを設置していない場合であって、児童発達支援事業所等の関係機関が連携することにより、障害児支援の中核機能を整備している場合を含む。

(2) 補助対象の例

ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

ウ 通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）

エ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

※アについては、地域の他事業所等との情報共有、意見交換、保護者との面接（個人・グループを問わず）を行うためのハードウェアが対象である。

※イについては、オンラインミーティング等を実施するためのものや、容量の大きいファイルを共有するための商品であること。

※ウ、エについては、ア、イの導入に必要なものに限り対象。

(3) 補助割合

国1/2 県1/4 事業者負担1/4

(4) 補助基準額の上限

1事業所あたり80万円を上限とする。

### 4 調査への回答について

(1) 回答期日

**令和7年8月15日（金）17時必着**

※ 回答期日より前に国から事業実施が示された場合は、期日を前倒しする可能性があります。その際は、障害福祉情報サービスかながわにてお知らせしますのでご注意ください。

(2) 回答方法

次により、関係資料を電子メールで提出してください。

<提出資料>

○ 障害児支援分野のICT導入モデル事業

・02\_R7\_ICT（児童）回答様式（別紙4・5）<事業所名>.xlsx（Excel）

○ 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

・03\_R7\_ICT（オンライン）回答様式（別紙6・7）<事業所名>.xlsx（Excel）

○ 共通

・ 製品のカatalog（PDF）

・ 見積書（PDF）**※ウェブサイトのスクリーンショットは認められません。**

→ 2者以上の業者から徴し、全ての見積書を提出すること。また、原則として、

最低価格を提示した業者を選定し、その価格を回答様式に記載すること。

<提出先> [shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp)

※メールの題名は「R7 ICT児童〇〇（施設・事業所名）」としてください。

(3) 補助事業を実施する場合の留意事項等

ア 事務体制等について

- 国から補助事業の募集がされた場合には、複数の書類提出が必要になるほか、交付申請や実績報告なども必要になります。その事務量や短期間に迅速な対応が必要になることを予め御承知おきください。

イ 補助事業の期間について

- 県の交付決定後から、事業着手（契約等）が可能です。

※ 交付決定前に事業着手することは認められません。

※ 交付決定前にICT機器等を購入した場合や月額利用サービスの契約を行った場合には、全て補助対象外となりますのでご注意ください。

- 補助事業の完了（機器等の導入完了）は令和7年度中です。

詳細な導入スケジュールについては応募の段階で個別に相談させていただく場合があります。

※ 県からの交付決定の時期は、国の動向により応募後数か月後となる場合があります。

ウ 導入効果等の公表について

- 「障害児支援分野のICT導入モデル事業」によりICT機器等を導入した事業者は、実績報告書とは別に概ね導入3か月後に客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告していただきます。また、報告内容について自身のホームページ等で公表していただきます。なお、県においても公表情報について、県HPに掲載します。

- 「児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業」によりオンライン環境を整備した児童発達支援センター等は、実際の活用方法等について、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに県に報告していただきます。

エ 優先採択の基準について

- 国及び県の予算動向等により実施しない場合がありますが、実施した際に選定が必要な場合、本調査に回答のあった施設等を優先します。

- 国において採択の可否について査定を行う際、以下の事業者による申請について優先的に採択されることが想定されます。

オ 補助対象外とする事業所等について

- 同一法人が運営する既存事業所において、障害者総合支援法第48条第1項及び児童福祉法第21条の5の22第1項に基づく監査を受け、障害者総合支援法第49条第1項及び第2項並びに児童福祉法第21条の5の23第1項に基づく勧告又は、障害者総合支援法第50条第1項及び児童福祉法第21条の5の24第1項に基づく行政処分を受けた法人は、当該勧告等を受けてから5年間は補助対象外となります。

- 同一法人が運営する既存事業所について、応募の時点で県障害サービス課監査グループをはじめとする行政機関から虐待認定や書面で指導を受けており改善措置が完了していない場合は、補助対象外となります。
- 過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様の ICT 導入支援補助金（「令和 6 年度地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業」等）により補助を受けて同種の ICT 機器等を購入したことがある障害福祉サービス事業者等は、本事業による補助の対象となりません。

カ 研修の受講

- 県の実施する ICT 機器等の導入に係る研修を必ず受講していただきます。（研修の受講が補助要件となります。）

問合せ先

福祉施設グループ 西川、新藤

電 話 045-210-1111（内線 5081）

メールアドレス [shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp)